

第3回 制度設計専門会合 事務局提出資料

～託送制度に関する第1回の御議論について～

平成27年12月4日（金）



電力取引監視等委員会
Electricity Market Surveillance Commission

第1回制度設計専門会合での事業者説明の概要

- 第1回専門会合において、小売用途の大口発電設備を保有する者として東京ガス、及び、再エネ、水素活用なども念頭にローカルな分散型電源によるスマートコミュニティサービスを指向するソフトバンク、の2社のヒアリングを実施。

○東京ガスからのご説明の概要

- ・大規模電源と分散型電源について、それぞれの特性に応じた評価の仕組みが必要。具体的には、前者について「長距離送電量を低減する潮流改善効果」を、後者について「設備の利用実態に応じた潮流改善効果」を適切に評価すべき。
- ・長期（13～15年程度）に渡って、発電事業者がインセンティブを受けられる蓋然性が高い仕組みが必要。
- ・アンバンドリング後は発電事業者は送電コストに関係なく安価な立地を選択することが見込まれる中、送電コスト低減に資する電源立地に対するインセンティブについて検討すべき。
- ・制度趣旨に鑑みれば、発電事業者に直接インセンティブを与える仕組みが適切。

○ソフトバンクからのご説明の概要

- ・電圧（特高／高圧／低圧）毎に分けて検討してはどうか。
- ・設備利用実態を考慮した割引制度としてはどうか。
- ・分散電源（EV、蓄電池等）を含めた全ての電源を対象としてはどうか。
- ・新サービスに迅速に対応できるように、柔軟な変更が可能な制度とすることが重要。

第1回制度設計専門会合での委員等のコメントの概要

● 設備利用の考え方に関する主なコメント

- 「基幹システムを使用しない場合」ということはなく、契約上はそうであっても、必ず上位の大規模ネットワークから調整力が入っているはず。
- 系統利用の面では、アンシラリーサービスも含めて需要地で利用される電気の品質を送配電系統全体で維持している。電気の流れは下位系になるほど日々変化しており、加えて、特定の電源から特定の需要への電気の流れを物理的に特定することは困難。
- 低圧につながった電源をアグリゲートして販売する場合、低圧のバンク内に収まることはなく、そうなれば当然高圧も使う。
- 上位システムを使用していないというのはミスリーディング。分散型電源は相対的に上位システムへの負担が少ないので、遠隔地の大量電源から需要地にもってくることを前提に作られた託送料金の体系では不利だということ。

● 送配電ロス、潮流改善に着目したコメント

- 調整力はアンシラリーサービスとして上位システムからきているのは確かだが、実流量に関しては、低圧部分しか使っていないことによる流量の削減効果がある。
- 大量電源から需要地に下ろしてくるビジネスモデルが主流の中、わずかな量の分散型電源が入れば、明らかに潮流改善効果が出てくる。この点が適切に評価される託送料金の体系を抜本的に見直して作っていかなければならない。
- 潮流改善は本来物理量であり、もっと定量的に議論ができないか。例えば、分散電源を置いた場合の経済効果の試算がなければ、観念的な絵だけで議論するのは難しいのではないか。

第1回制度設計専門会合での委員等のコメントの概要（続）

● 公平性の観点からのコメント

- 特定の事業者のメリットではなく、ネットワーク利用者全体のメリット等を論ずるべき。
- 託送料金の割引分は誰かが負担することになる。全体最適の観点から議論すべき。

● 広域的な設備形成の関連でのコメント

- すべてのネットワーク利用者にとっての公平性、広域的に望ましい設備形成の実現という観点から、日本の送配電ネットワークを考えるべき。

● 料金制度にとどまらない託送制度全般を視野に入れたコメント

- 需要地近接性割引や託送料金の割引だけに議論を集中するのではなく、託送料金の体系全体の話をするのが本来の姿。
- 託送料金のみならず、送電線の利用ルールなどとも直結するし、あるいは現在小売が払っている託送料金を発電と小売に分けるとか、そのような大きな話と理解。全体の設計の中で何か重要か考える必要がある。
- 近接性割引は同じ域内の潮流改善だけだが、連系線をまたぐ取引や、連系線を含めた基幹送電線の利用ルールなどを抜本的に見直さなければならない。